

PwC Brazil

# 送金に関する税務

2017年7月





# 目次

---

1 – サービス、ロイヤルティ及びソフトウェアの概念	3
2 – ブラジル国内制度 – 税法上の取扱い	6
3 – 租税条約 – 源泉税率の非課税/減税	7
4 – コストシェアリング	8
5 – その他の送金	9
6 – 利子配当	10

---

## サービス (*Technical* サービス/*Non-technical* サービス)

### Technical サービス

独立した専門家、雇用関係がある者、又は自動化されたシステムにより提供される技術又は知識を必要とするサービスやコンサルティングサービスなど。

### Non-technical サービス

ブラジルの制度上、定義が明確に規定されておらず、**Technical** サービスに該当しないサービスである。

### 税負担

**Technical** サービスまたは**Non-technical** サービスの両者に税負担上の大きな差はなく、送金時には40%程度の税金が課せられる。

# ロイヤルティ

## 定義

一般的概念として、工業所有権（例えば、特許、商標、know-how等）及び著作権等。

## 税負担

30%程度

## 移転価格 税制

移転価格税制の適用なし。  
国立工業所有権院（INPI）に準拠した損金算入に関する規定がある。

# ソフトウェア

## 定義

自然言語またはコード化された言語による指令に基づく包括的なプログラム。

## 税負担

ソースコードの移転を伴う: 30%程度  
ソースコードの移転を伴わない: 20%程度

既製のソフトウェア – 物品の輸入に該当 (\*)  
サービスとしてのソフトウェア – サービスに該当 (40%程度の課税)

## 移転価格 税制

移転価格税制の適用あり。

\* ICMS, IPI 及び II に関して留意する。

## ブラジル国内制度 – 税法上の取扱い

Non-technical  
サービス

Technical  
サービス

ソフトウェア

ロイヤルティ

税金	納税者	銀行への書類提出 の要否	Non-technical サービス	Technical サービス	ソフトウェア	ロイヤルティ
WHT	非居住者	✓	25%	15%	15%	15%
ISS	居住者	✗	2%-5%	2%-5%	2%-5%	2%-5% (商標権)
CIDE	居住者	✗	-	10%	10% (ソースコードの移転を伴う)	10%
PIS/ COFINS	居住者	✗	9.25%	9.25%	-	-
IOF	居住者	✗	0.38%	0.38%	0.38%	0.38%
その他の事項						
TP			✓	✓	✓	✗
INPI			✗	✓ (テクノロジー移転を 伴う場合のみ)	✓ (テクノロジー移転を 伴う場合のみ)	✓
Siscoserv			✓	✓	✓	✓

# 租税条約 – 源泉税率の非課税 / 減税



**Non-technical**  
サービス

## 源泉税非課税

租税条約適用の可能性

例: コミッション、  
フィー



**Technical**  
サービス

## 源泉税非課税

日本を含む複数国は、**Technical**サービスをロイヤルティとして取り扱っていない。

例: コンサルティング  
サービス、技術支援



ソフトウェア

租税条約適用によるベネフィットの取得については、規定が明確でなく、様々な議論がある。

しかし、国内法においては、ソフトウェアをロイヤルティとして取り扱える可能性がある。



ロイヤルティ

## 源泉税減税

基本ルール: **15%**  
租税条約適用により、減税の可能性有り。  
(日本の場合は、通常**12.5%**)

---

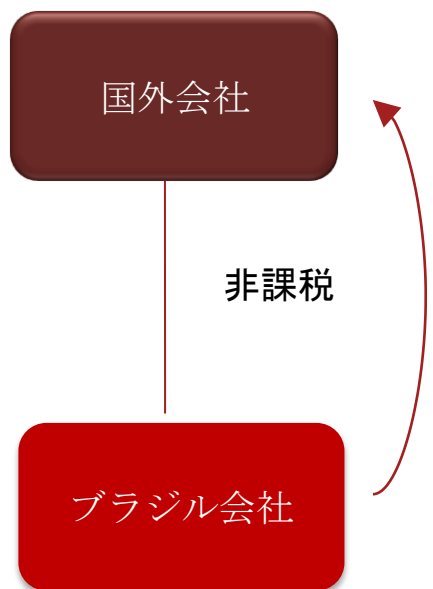
## 関連会社間のコストシェア契約

- 関連会社間のコストシェア契約に関する費用の損金算入には、要件がある。
- 全ての要件を満たした場合、該当する費用については、サービスとみなされず、送金時のIOFを除き、課税されない。
- 税務当局は、コストシェア契約に関する送金時に、その他税金についても課税されるべきであると主張している。
- 留意点: ブラジル中央銀行は、コストシェア契約による送金に関して特定の送金コードを設定していない。



## その他の送金

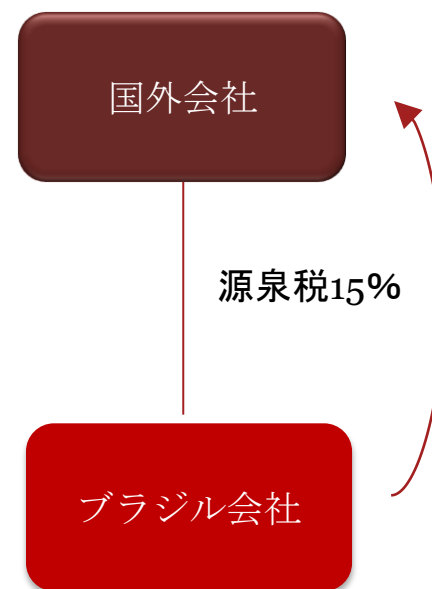
### 配当



#### 留意点

タックスヘイブンへの配当: 非課税

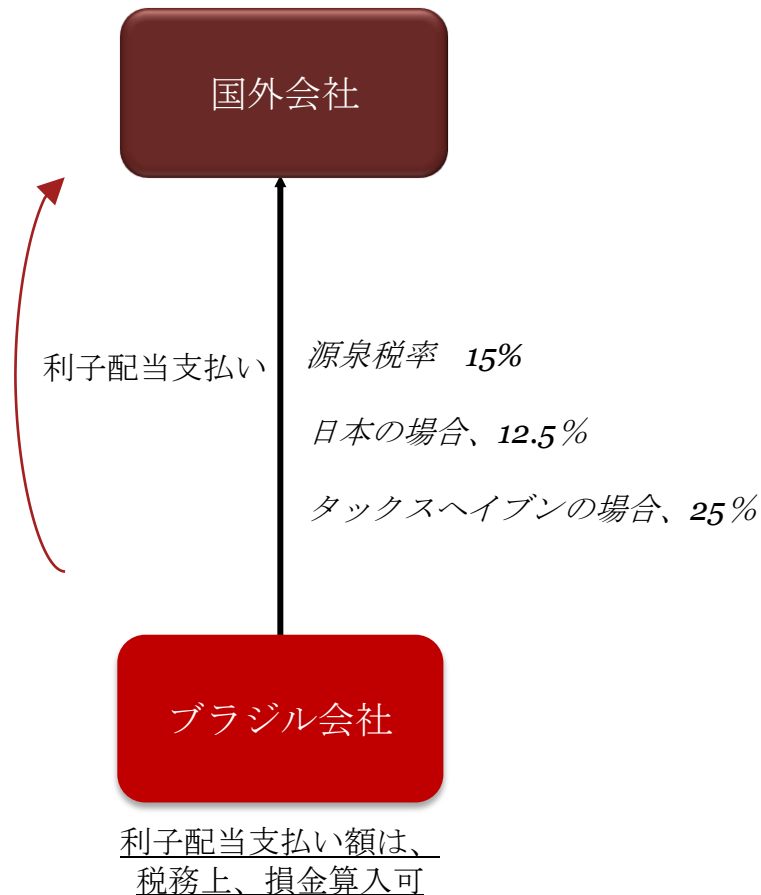
### 利子



#### 留意点

租税条約適用-日本の場合、源泉税率 **12.5%**  
タックスヘイブンの場合、源泉税率 **25%**

# 利子配当 (Interest on Net Equity “INE”)



- 利子配当額は、純資産調整額に長期金利（TJLP）を積算して算出する。
- 税務上の控除限度額: 以下どちらか大きい額:
  - ✓ 利益剰余金の50%、または、
  - ✓ 税引前（IRPJ）、社会負担金（CSLL）控除後の当期利益の50%
- 現在、日本の税制上は、海外関連会社から受取配当金については、95%が非課税となっている。ブラジルからの利子配当も当該規定を適用可。
- 2015年の税制改正により、利子配当を非課税として取り扱う規定が削除され、既にブラジルに投資している会社は、2018年4月以降、日本で受取ったブラジルからの利子配当は、課税対象となる。

## お問い合わせ先

### ***PwC*** ブラジル ジャパンデスク (***Japanese Business Network “JBN”***)



矢萩 信行 (Nobuyuki Yahagi) - JBN ブラジル 日本人 カントリー リーダー  
アシュアランス ディレクター  
email: [nobuyuki.yahagi@pwc.com](mailto:nobuyuki.yahagi@pwc.com)



矢野 クラウディオ (Claudio Yano)  
JBN ブラジル、税務 ディレクター  
email: [claudio.yano@pwc.com](mailto:claudio.yano@pwc.com)



マルコ・クアドロス (Marco Quadros)  
JBN ブラジル、税務 ディレクター  
email: [marco.quadros@pwc.com](mailto:marco.quadros@pwc.com)

---

ありがとうございました!

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PwC Brazil, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2017 PwC Brazil. All rights reserved. In this document, “PwC” refers to PwC Brazil which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.